

[契印・公印省略]

消防国第36号
消防運第23号
平成29年4月19日

各都道府県防災・国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護室長
消防庁国民保護運用室長

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について

内閣官房から別添「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について」のとおり通知がありました。

今般の我が国を取り巻く環境は非常に厳しく、弾道ミサイルが我が国に落下する可能性がある場合における対処について、より一層国民の理解を促進する必要があり、早期に、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施する必要があると考えており、下記により、内閣官房、消防庁及び市区町村と共同で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施していただきますようお願いいたします。

つきましては、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施を検討される場合には、当室までご連絡をお願いします。

記

1. 主な訓練内容

- ・国から地方公共団体に対する Jアラート及びエムネットを使った情報伝達
- ・市区町村から住民等に対する情報伝達
- ・住民の屋内避難 等

※ 以上の他、地方公共団体の要望に応じて、訓練内容を追加することは可能です。

2. 費用負担

国民保護共同訓練の例にならって政府が負担

閣副事態第162号
平成29年4月19日

消防庁国民保護運用室長 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣参事官 伊藤 敬
（公印省略）

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について

北朝鮮は弾道ミサイルの発射を繰り返しており、平成28年8月3日のように弾頭部分が我が国の排他的経済水域に落下する事案も発生しています。また、本年3月6日の発射は、北朝鮮が新たな段階の脅威であることを改めて明確に示すものであると認識しています。

ミサイル発射に対しては、自衛隊が我が国全域を防衛しておりますが、仮にミサイルが我が国に飛来する可能性がある場合には、Jアラート及びエムネットにより、迅速かつ適切に情報伝達することとしています。

仮にミサイルが我が国に落下する可能性があるとなれば短時間で避難行動をとる必要があるため、政府としては、平成29年3月17日に、秋田県及び同県男鹿市と共同して、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施しました。

訓練に参加された住民の方から、今後突然警報が流れた場合に適切に対応できるとのご意見を多数いただき、併せて、新聞、テレビ等幅広いメディアが報道したこともあり、弾道ミサイルが我が国に落下する可能性がある場合における対処について、国民の理解が進んだものと考えています。

しかしながら、今般の我が国を取り巻く環境は非常に厳しく、報道では頻繁に北朝鮮による弾道ミサイルの発射について取り上げており、国民の不安感は今までになく高まっていると考えます。このような状況下では、弾道ミサイルが我が国に落下する可能性がある場合における対処について、より一層国民の理解を促進する必要があり、早期に、地方公共団体と共同して、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施する必要があると考えています。

つきましては、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施する必要性について、地方公共団体に対してご周知をお願いするとともに、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について、地方公共団体に対してご依頼をお願いします。